

令和2年第1回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和2年1月23日（木） 午前9時30分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（8名）

1番	坂元勝志	4番	豊増文夫
3番	田畑和成	6番	南原奈美子
7番	赤崎敬一郎	8番	吉留義晃
9番	栗牧伸一	10番	池山準一

出席推進委員（22名）

12番	甫立浩二	13番	野間菊昭
14番	山崎博文	15番	久保菌正昭
16番	帖佐達郎	18番	三腰修一
17番	長野壯二	21番	濱田誠
20番	長野壯二	24番	野元秀一
23番	下屋敷正	25番	栗野一三
26番	堀之内睦	27番	上屋敷守
28番	竹之内重則	30番	熊田孝治
29番	永江友義	31番	松尾秀樹
32番	黒瀬陸朗	33番	米永正幸
34番		34番	坂元智一

職員（6名）

事務局長	岩下純一
局長補佐兼農地係長	松山明浩
農地係主査	下大迫誠
農地係主査	福留章乃
農業振興係	竹内くるみ
農地中間管理事業推進員	外川内勉

4 欠席農業委員（2名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について（9件）
- (2) 議案第2号 農地法第5条申請について（10件）
- (3) 議案第3号 農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について（4件）
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について（148件）
- (5) 議案第5号 非農地証明について（2件）
- (6) その他

6 その他

事務局長 　ただ今から令和2年第1回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　（あいさつ）

事務局長 　ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。
出席人員につきましては、10名中8名の出席で定足数に達しております
ので、総会は成立しております。また、推進委員25名中22名の出席を
いただいています。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。
7番 赤崎敬一郎委員、8番 吉留義晃委員をお願いいたします。

　次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

　（なしの声あり）

　意見が無いようですので、会務報告を終わります。

　次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたしま
す。
事務局より説明をお願いします。

事務局 　「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明
（下大迫） 　農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たして
いると判断し提案いたします。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結
果並びに補足説明をお願いします。

29番委員 　1-1番、1-2番について説明いたします。まず1-1番ですが、申
請地の隣が受人の●●さんの田でありまして、渡人の●●さんの田には進
入路がなく、受人の農地を通らないと入れないことから今回、買ってほし
いという申し出をされ話がまとまったようであります。なお、境界等には
問題はありませんでした。次に1-2番ですが、申請地は受人の●●の自
宅と隠居の間にある田で、受人の●●さんが渡人の●●さんに分けてもら
えないかと話をされたところ、渡人の●●さんが差し上げますという返事
をされ、話がまとまったようであります。特に、境界等問題になるような
ことはありませんでした。ご審議方よろしくをお願いいたします。

14番委員 　1-3番について説明いたします。現地は広瀬の青芝野集落内になりま
す。現地を確認しましたが、申請は1筆となっておりますが、傾斜地で2枚
に分かれていました。受人に確認いたしましたところ、15年ほど前から

農地を借りて梅を栽培されておられるようでした。境界等問題はないと思います。よろしくご審議ください。

17番委員

1-4番, 5番, 6番, 7番, 8番, 9番について説明いたします。まず1-4番について説明いたします。渡人の●●さんの農地に受人の●●さんの農地が入り込んでいるということから, 交換することにより1枚の田にすると話し合いがありまとまったようであります。交換する土地は1-5番になります。

次に, 1-6番については, 記載のとおり先代の方々と交換されていましたが, この農地が名義変更されていなかったことから申請ができなかったようであります。この農地も前の申請と同じく基盤整備がなされており進入路, 境界等はしっかりしており問題はありません。

続いて, 1-7番と8番について説明いたします。●●さんですが, 以前より申請地の近くで山林を整備されアケビを栽培されています。今回申請のように農地を交換されアケビ栽培の規模を拡大しようとするものです。

次に, 1-9番について説明いたします。今回, ●●さんが●●さんの農地と自分の農地を交換して, その農地を含めて牛舎を建築しようとするものです。進入路や境界等もしっかりしており問題はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして, ご意見, ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので, 議案第1号「農地法第3条許可申請について」, 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので, 議案第1号「農地法第3条許可申請について」は, 原案のとおり許可することに決定いたします。

次に, 議案第2号「農地法第5条許可申請について」を議題と, 議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」についても関連がありますので, 一括してご審議くださるようお願いいたします。

なお, 本日, 出席されています農地利用最適化推進委員に関わる案件がございますので, 3ページ1-3番, 4番, 4ページの1-5番から審議いたします。●●委員の退室をお願いします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」説明

(3ページ 1-3番, 4番, 4ページの1-5番について説明)

(関連部分の議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」について説明)

申請内容を, 転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ, 申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

18番委員 　1－3番から5番までの説明いたします。受人である●●さんは会社に勤務されながら自宅と少し離れたところの2カ所で牛を飼っておられます。この方は本年3月で会社を退職され規模拡大したいとの意向を聞いているところでもあります。1－4番と1－5番の農地を1枚にして耕作されている●●さんに、以前より牛舎を作るので農地を譲ってほしいという申し出があったものの断っておられたようですが、今回売ることにしたとのことでした。図にありますとおり筆数は多いですが基盤整備がなされ1枚の農地となっています。1－3番については3条申請でもありましたが、●●さんとの交換農地に牛舎を建築されるものです。なお、境界、進入路等についても問題はありません。審議の方宜しくお願い致します。

議長 　次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
（松山）
議長 　農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明
　ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

7番委員 　用排水について教えてください。隣接する農地には影響はありませんか。

18番委員 　図を見ていただければ分かると思いますが、雨水等は道路の排水路に流す計画です。隣接する農地には影響はないと判断いたしました。なお、敷地内には一部農地が残りますが、この用水についてはパイプラインの取り入れ口を確認いたしました。

議長 　よろしいですか。

7番委員 　周りの農地の所有者の同意は得ておられるのでしょうか

事務局 　申請者には、周りの所有者ではありませんが、関係します中山間直接支払制度いわゆる集落協定の代表者には了解を得るように指導はしております。

議長 　よろしいですか。

他にございませんか。

（なしの声あり）

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1－3番、4番、5番について用途区分変更を条件として許可することに賛成の方と議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請調書（用途区分変更）」の1、2、3についても承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1—3番、4番、5番については、用途区分変更を条件として許可することに決定いたしました。

また、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請（用途区分変更）」の1、2、3についても承認することを決定いたします。

なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。

帖佐委員の入室をお願いします。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1—1番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1—1番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

32番委員

1—1番について説明いたします。申請地は中津川の弓ノ尾集落内になります。渡人の●●さんと受人の●●さんは親子であります。申請地を親から譲り受けて一般住宅と車庫を建築したいとのことでありました。隣接地との境界は明確であり、また、排水については町道の排水路に流す計画です。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
(松山)

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1—1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1—1番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1—2番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1—2番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

33番委員

1—2番について説明いたします。申請地は89ページをご覧ください。中津川区の武白猿公民会内になります。北側と東側が道路、南側が墓地、西側を田と水路に囲まれています。西側は高い土手になっており何ら問題はありませぬ。境界、進入路もしっかりしておりました。よろしく願います。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
(松山)

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませぬか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1—2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1—2番については、許可することに決定いたします。

なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1—6番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1—6番について説明申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお

願いたします。

12番委員 1—6番について説明いたします。申請地は都市計画用途地域内の手前の農地であり、最近草払いはされていますが以前から耕作はされていませんでした。境界はブロックで区切られておりますが、許可後は砂利を敷いて駐車場として活用されます。なお、砂利の流失を防ぐための土止めもされるとのことです。特に問題はないと思われま。よろしく願いたします。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明を願いたします。

事務局 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

（松山）
議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1—6番について許可することに賛成の方は挙手を願いたします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1—6番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1—7番についてを議題といたします。

なお、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」についても関連がありますので、一括してご審議くださるよう願いたします。

事務局の議案説明を願いたします。

事務局 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1—7番について説明
（松山）（関連部分の議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」について説明）

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明を願いたします。

12番委員 1—7番について説明いたします。申請地は申請人である有限会社●●により数棟の牛舎が建設されていますが、今回は東側の一番奥地に牛舎を新設予定であります。隣地の山林を含めて建築される計画です。周囲には人家がほとんどありません。また、境界については明確になっています。隣接地のほとんどが申請人の所有地となっています。また、排水については既設の水路に接続する予定となっています。特に問題はないと思われま

す。よろしく申し上げます。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
(松山)
議長

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1-7番について用途区分変更を条件として許可することに賛成の方と議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請調書(用途区分変更)」の4についても承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1-7番については、用途区分変更を条件として許可することに決定いたしました。

また、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請(用途区分変更)」の4についても承認することを決定いたします。

なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件のため意見聴取いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1-8番、9番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1-8番、9番について説明

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

30番委員

1-8番、9番について説明いたします。申請地は93ページをご覧ください。ここは以前より受人である●●株式会社の代表取締役である●●さんが農地の管理者の了解を得て職員駐車場として借用されていました。農地転用については農地の名義人が死亡されていたことから、今まで申請ができなかったそうでもあります。今回、名義変更ができたことにより申請されたものです。なお、これに関する始末書も提出されています。境界等もしっかりしていることから問題はないと思われれます。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
(松山)

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1-8番及び9番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1-8番及び9番について、許可することに決定いたします。

事務局 次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1-10番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1-10番について説明

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

25番委員 1-10番について説明いたします。申請地は94ページをご覧ください。場所は鶴田郵便局の裏になります。現地は畑と畑に囲まれていました。現在は耕作されていませんでした。砂利を敷き詰め雨水は自然流下させるとのことでした。なお、境界にはフェンスを設置するとのことでした。進入路や境界もしっかりしていることから問題はないと思われます。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局
(松山)

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1-10番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1-10番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。今回から農地中間管理事業に関する案件については、農地の受け手についても審議するようになっていきます。

なお、議事参与制限の案件が10件ありますので、議事参与制限分23ページ1-27番から1-36番までを審議いたします。

●●委員の退室をお願いします。{●●委員退室}

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(福留)

議案第4号「農用地利用集積計画について朗読及び説明」

(23ページ 1-27番～1-36番について説明)

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の1-27番から1-36番までの10件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の1-27番から1-36番までの10件については、妥当とすることに決定いたします。

●●委員の入室をお願いします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」の議事参与以外を議題といたします。

なお、議事参与案件ではございませんが、最適化推進委員さんが関係する案件がありますので、20ページ1-21番から1-26番までの6件を先に審議いたします。

●●委員の退室をお願いします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(福留)

議案第4号「農用地利用集積計画について朗読及び説明」
(20ページ 1-21番～1-26番について説明)
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の1-21番から1-26番までの6件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の1-21番から1-26番までの6件については、妥当とすることに決定いたします。

●●委員の入室をお願いします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」の最適化推進委員さんが関係する案件がもう一人ありますので、58ページ1-93番から63ページの1-103番までの11件を先に審議いたします。

●●委員の退室をお願いします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(福留)

議案第4号「農用地利用集積計画について朗読及び説明」
(58ページ1-93番から63ページの1-103番について説明)
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の58ページ1-93番から63ページの1-103番までの11件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の1-93番から1-103番までの11件については、妥当とすることに決定いたします。

●●委員の入室をお願いします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」の議事参与以外及び推進委員が関係する案件以外を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(福留)

議案第4号「農用地利用集積計画について朗読及び説明」
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

議案第5号「非農地証明願いについて」説明

ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

30番委員

1-1番について報告いたします。申請地は以前より住宅への進入路として生コン舗装され使用されていたようです。今回、申請人が土地の相続をされ農地が進入路の中にあることが分かったとのこととあります。現況から見ますと農地であったという痕跡は見当たりませんでした。非農地として判断せざるを得ないと考えます。

14番委員

1-2番について説明いたします。申請地は2筆とも佐志の仮屋原集落内になります。現地を確認しましたが、2筆とも周りを山林に囲まれていまして、申請地には竹が生えていました。また、進入路もない状況でした。このような状況から耕作は困難であり原野と判断いたしました。審議をお願いいたします。

議長

ただ今の、議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

事務局長

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「非農地証明願

い」については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明願い」については、妥当とすることに決定いたします。

次に、「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他にはいります。その他で事務局より事務連絡はありませんか。

別紙資料について

- ・非農地証明の配布依頼について（鶴田地区）
- ・活動記録簿の提出について
- ・農業委員会だより（8号）について
- ・第1回農地利用最適化推進委員選考委員会の開催について
（次回総会終了後に開催する。農業委員10名）
- ・総会日程（2月、3月）について（再度説明）

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

(なしの声あり)

それでは、以上をもちまして、令和2年第1回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

以上で総会を終了いたします。

全員ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する

会 長

委 員

委 員